

◆世代や属性を超えた生活全般の悩みや困りごとは

生活支援 相談課にご相談ください

市民生活全般の困りごとを支援していくため、生活支援相談室は生活支援相談課になりました。困窮、就労、家計、ひきこもり、消費生活だけでなく、制度の狭間で支援が行き届かない人や、「8050問題」など多くの問題を抱えている人を、年代や困りごとの分野を超えて幅広く相談を受け付けています。

相談先が特定しにくい人やご家族も利用してください。



☎生活支援相談課 ☎(582)1161(直通)
☎(582)1146(消費生活センター直通)
☎(582)1138 ✉seikatsushien@city.moriyama.lg.jp

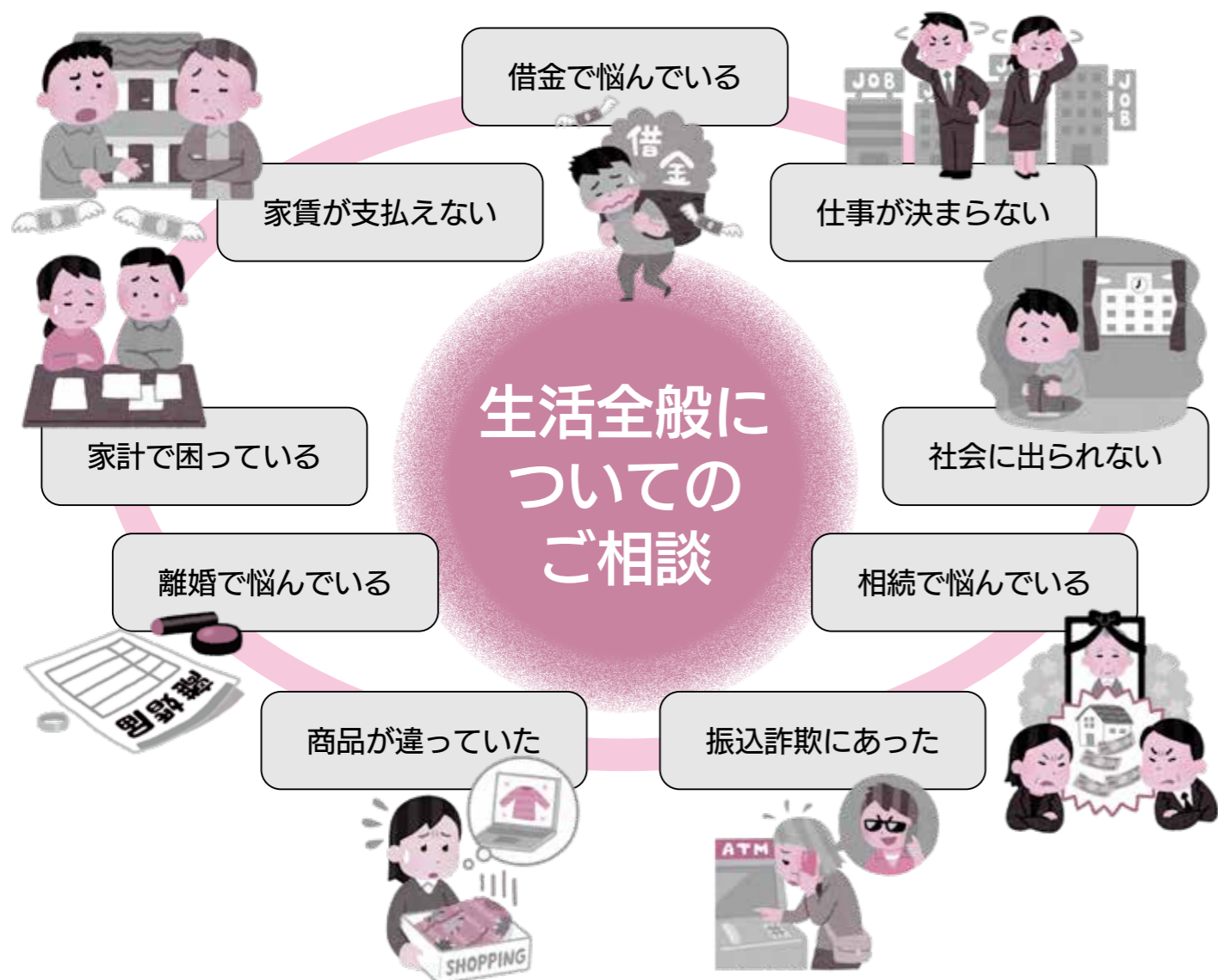


年代や困りごとの分野に関わらず相談をお受けします。必要があれば専門機関につなぎ、課題解決を図ります。

●世代や属性を超えた重層的支援体制

さまざまな関係機関(行政・外部支援団体・地域など)が協力して、これまで支援を届けることが難しかった家庭に対しても、重層的な支援を届けます。

幅広く相談を受け付けています



●市民相談

金銭貸借、相続、離婚、借地借家など毎日の暮らしの中で起こる困りごとや、いろいろな問題について、相談に応じています。



●自立相談支援

生活や就労、経済面など暮らしの中で抱えている問題について、どのように解決したらよいか考え、計画を立てて一緒に取り組みます。

- 就労支援・就労準備支援
就労したいけれど、なかなか仕事に就けない人に対して、面接対策支援、履歴書の書き方指導、ハローワークへの同行支援などを行います。
- 家計改善支援
家計に関する困りごとを一緒に考えます。日常的な金銭管理や債務に関することなどを支援します。生活の立て直しに向けて、一緒に考えます。
- ひきこもり支援
学校に行けなかったり、仕事に行けなかったり、社会参加についてのお悩みの人の相談を受けます。関係機関と連携しながら自立に向けて一緒に考えていきます。
- 子どもの学習・生活支援
対象となる子どもへの学習支援や、居場所づくり、進学に関する相談支援など、子どもと保護者に必要な支援を行います。



●消費生活相談

商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった、製品を使ってけがをしてしまったなど、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談員が自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。

